

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

日南学園中学校
校長 藤原 昭悟

緊急事態宣言下における臨時休業期間中のお願い（自宅通学生）

政府から特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことにより臨時休業期間が延長される旨の連絡を先日行いましたが、重ねて、標記の件につきまして、下記の通り保護者の皆様へお願い申し上げます。

記

1 移動の自粛について

- ① 緊急事態宣言下における生徒の不要不急の移動は、継続して自粛をお願いします。特に、県外への移動はできるだけ避けてください。
- ② やむを得ず県外へ移動する場合は、次のことを厳守してください。
 - ア) 学校に届け出をしてください。

期間、移動先、同行者、理由について可能な限りお知らせください。
 - イ) 自宅に帰宅後、二週間は登校しないでください。

その間、自宅で健康観察を行い、問題なければ学校に連絡後、登校してください。
 - ウ) マスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底してください。

発熱等、風邪の症状がある場合は、保健所または帰国者・接触者相談センターへ相談してください。

2 新型コロナウイルス感染者に対する偏見や差別防止の徹底について

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、全国では感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者への根拠のない偏見や中傷が広がっているという報道がありました。文部科学省は、感染者、濃厚接触者への偏見・差別について次のような見解を示しています。

◎ 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別についての文部科学省の見解

「感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症対策や治療における医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではありません。そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮して頂く様をお願いします。」

※ 上記の見解を参考にいただき、「自分自身が偏見や差別の対象になるのでは」という不安を解消するためにも、「偏見・差別は絶対にあってはならない」ということについてご家庭でも話し合うなど、ご指導をお願いします。生徒や保護者の皆様が新型コロナウイルス感染を理由とする差別やいじめ等を受けた場合は、学校に相談してください。